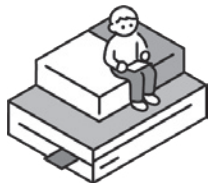


男女共同参画社会の実現に向けて

◆ 男女共同参画社会とは

男女が互いに人権を尊重し、認め合い、性別に関わりなく一人一人が持っている個性や能力をじゅうぶんに発揮し、生き生きと活躍できる豊かな社会のことです。



◆ なぜ男女共同参画社会を進めなければならないの？

現在の日本では、憲法に男女平等がうたわれているにもかかわらず、政策・意思決定過程への女性の参画率の低さ、男女間の賃金格差、育児・家事へ参画する男性割合の低さなど多くの問題があり、男女共同参画社会の実現は未だ道半ばにあると言えます。

◆ 国や県の取り組み

国では、男女共同参画社会を実現するための重要な法律である「男女共同参画社会基本法」を1999年に施行しています。この法律を基に、2021年「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、施策の推進に取り組んでいます。

県では、「男女共同参画社会基本法」を基に「埼玉県男女共同参画推進条例」を2000年に施行しています。また、2022年に「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～8年度）」を策定し、施策の推進に取り組んでいます。



◆ 市の取組み

市では、2022年3月に市の男女共同参画施策推進の基本計画となる「第5次白岡市男女共同参画プラン」を策定しました。

現在、この第5次プランに掲げている「基本目標V 計画推進の体制づくり」の施策である「男女共同参画推進条例」の制定のため、しらかが男女共同参画推進会議において条例制定に向けた取組を進めています。



問合せ 地域振興課人権担当 ☎0480(92)1111 内線385

11月は児童虐待防止推進月間です

～「もしかして？」ためらわないで！189（いちはやく）～

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。子育ては楽しいことばかりではなく、時には負担に感じることもあり、そのストレスが児童虐待の引き金となっていることも指摘されています。子育てに悩んだときや、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、市や県の窓口ご連絡してください（連絡をしたかたの秘密は守られます。匿名でもかまいません。）。

～ 児童虐待とは ～

■ 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、戸外に閉め出すなど

■ ネグレクト（保護者の養育の怠慢・拒否）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不衛生にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

■ 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

■ 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

身近な相談窓口

	身近な相談窓口	電話番号
市の窓口	子育て支援課（家庭児童相談室）	0480(92)1111
	東児童館内子育て支援センター「はびちる」	0480(92)7389
	西児童館内子育てサロン「らぶちる」	0480(92)4761
	高岩保育所内子育てサロン「ぶりちる」	0480(92)7716
	千駄野保育所	0480(92)1303
	高岩保育所	0480(92)7582
	西保育所	0480(92)1690
	しらかが虹保育園（相談のみ対応）	0480(31)7750
県の窓口	健康増進課（保健センター）	0480(92)1201
	児童相談所全国共通ダイヤル	189（いちはやく）
	虐待通報ダイヤル（つながらないとき 048(762)7533）	#7171（ないない）
	中央児童相談所	048(775)4152
	幸手保健所（相談のみ対応）	0480(42)1101

問合せ

子育て支援課子育て支援担当
☎0480(92)1111 内線152・153